



## 北海道警察のヤジ排除について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

令和元年9月4日付北海道新聞の報道によれば、令和元年7月15日、安倍首相が札幌駅前にて参議院議員選挙の街頭演説中、「安部辞めろ、帰れ」、「増税反対」などと声をあげた男女2人が北海道警察の警察官など数名から腕や肩をつかまれ、數十メートル移動させられる事件が起きた。この問題はここで終わりにならず、移動させられた女性は次の演説場所である札幌三越前に移動しようとしたところ、約2時間にわたり警察官から尾行されるなどして遮られた。また、札幌三越前にて安倍首相の政策批判「増税反対」のプラカードを掲げようとした市民団体の女性3名を警察官が取り囮んで止めることまで起きている。これには若干の伏線もある。

平成29年に実施された東京都議選挙の際、秋葉原にて街頭演説を始めた安倍首相に対し、「安部辞めろ」「ゴールをされた安倍首相は、「こんな人たちに私たちを負けるわけにはいかない」と反論し批判を浴びたことを憶えているだろうか。また、札幌での出来事の直前である令和元年7月7日、東京都のJR中野駅前で行わ

れた安倍首相と自民党候補者が行った街頭演説の際、ある女性が抗議活動の様子をスマホにて撮影しようとしたとして器物損壊罪の容疑で現行犯逮捕されるという事件も起こった。当時の中野駅には、「安部NO!」、「安部辞めろ」、「帰れ」などと連呼される事態が起きていて、付近にいた警察官に容疑者の女性は取り押さえられる事態となつたのである。

今般、北海道弁護士連合会は、令和元年9月2日、八木宏樹理事長による声明を出した。その概略は、市民がその政治的意見を表明する」とは表現の自由として保障されるものであり、特に選挙期間中の政治的意見の表明やその自由な交換は、民主政治及び自由選挙の根幹をなすものである。

さらに同項2項には、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公正中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することはあつてはならない」と規定がなされる場合、基本的に国民が政治的意見を発言することは自由であり、時の権力者がいる場所で発言することにも大いに意義がある。警察官が明確な基準もなくその場から移動させたり尾行したり、プラカードを揚げさせないなどの制止行為を行うことがあつたのであれば、戦前の特高警察の行為と何ら変わりはない権力者への忖度に基づく行為であると言わざるを得ない。

ることは出来ないことなどを理由としてあげ、北海道警察本部がすでに1ヶ月半も経過していながら今回の排除行為を行つた理由と法的根拠を明確に説明していないことに合理性はないとの声明を述べるに至つた。

警察法第2条1、2項に規定されている謙抑的な警察官の活動基準、上記最高裁判決の内容、そして何よりもパブリックな公道にて政治的意見の表明をしようとしていた男女の具体的な行動を踏まえた時、今回の北海道警察の制止行為については、その合理性を国民に向かつて胸を張つて説明できる代物ではなく、表面的な言い逃れしか出てこないであろうと思つ。

もちろん、安倍首相の街頭演説に真摯に耳を傾けたいと思い、その場所に集つた方々の思いを無視することもできない。しかし、公道での街頭演説がなされる場合、基本的に国民が政治的意見を発言することは自由であり、時の権力者がいる場所で発言することにも大いに意義がある。警察官が明確な基準もなくその場から移動させたり尾行したり、プラカードを揚げさせないなどの制止行為を行うことがあつたのであれば、戦前の特高警察の行為と何ら変わりはない権力者への忖度に基づく行為であると言わざるを得ない。